

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	3
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	4
規 則	
北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第33号 北海道行政組織規則の一部を改正する規則 北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。 「第11節 医科大学 第1款 通則（第274条—第274条の3） 第2款 事務局、学生部及び国際交流部並びに医学部の教育研究機器センター 物実験施設部（第275条—第275条の4） 第3款 附属施設 第1目 附属病院（第275条の4の2—第275条の4の4） 第1目の2 附属総合情報センター（第275条の5） 第2目 附属産学・地域連携センター（第276条） 第3目 削除 第4目 医学部の附属研究所（第278条）	
及び動	
を「第11節 削除」に、「第3節 医科大学の職制（第290条）」を「第3節 削	

」
除」に改める。
第1条中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第2条第2項中「第171条第6項」を「第171条第5項」に改める。
第5条第3項の表行政改革局の項を削る。
第7条第2項の総務部行政改革局の事項に次の1号を加える。
（8） 地方独立行政法人に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
第7条第3項の総務部行政改革局大学改革推進室の事項を削る。
第8条の総務課の事項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。
第20条の3の建築指導課の事項第12号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。
第22条中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第24条の総務課の事項中第6号を削り、第7号を第6号とする。
第27条第2項第7号中「副出納長」を「会計管理者」に改める。
第29条の表北海道政策評価委員会の項の次に次のように加える。

北海道地方独立行政法人評価委員会	行政改革局
------------------	-------

第29条の表中
「

北海道公務災害補償等審査会	人事局人事課
北海道地方独立行政法人評価委員会	人事局人事課

」
を
「

北海道公務災害補償等審査会	人事局人事課
---------------	--------

」
に、「北海道青少年問題協議会」を「北海道青少年健全育成審議会」に改める。
第56条中「訓練」を「教育訓練」に改める。
第96条の表北海道立余別診療所の項及び北海道立糠平診療所の項を削る。
第99条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

第158条を次のように改める。

第158条 削除

第256条の生産技術部の事項第2号中「行うこと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加える。

第258条から第262条までを次のように改める。

（構造計算適合性判定センター）

第258条 北方建築総合研究所の事務を分掌させるため、札幌市に構造計算適合性判定センターを置く。

2 構造計算適合性判定センターの名称は、北海道立北方建築総合研究所構造計算適合性判定センターとする。

3 構造計算適合性判定センターに構造判定部を置き、次の事務を分掌させる。

- （1）建築構造に係る諸規定に関する研究、調査及び指導を行うこと。
- （2）建築構造の審査技術に関する研究、調査及び指導を行うこと。

第259条から第262条まで 削除

第3章第11節を次のように改める。

第11節 削除

第274条から第278条まで 削除

第279条の3の表江別保健所及び千歳保健所結核診査協議会の項、倶知安保健所及び岩内保健所結核診査協議会の項、浦河保健所及び静内保健所結核診査協議会の項、北見保健所及び網走保健所結核診査協議会の項、根室保健所及び中標津保健所結核診査協議会の項及びその他の各保健所結核診査協議会の項を削る。

第289条第1項中「（医科大学を除く。以下同じ。）」を削る。

第5章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第290条 削除

第291条第1項中「第288条第1項及び第2項並びに第289条第1項及び第2項」を「第288条及び第289条」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第8中「出納長」を「会計管理者」に、「守衛を」を「守衛等を」に、

電話交換長	上司の命を受け、電話交換手を指揮して電話の交換に関する業務に従事する。
暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。

を

暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士等を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。	に、「知事の命を受け、
-----	--	-------------

北海道立文書館」を「上司の命を受け、文書館」に、

		主任普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。
出納局	総務課	出納長秘書	出納長の秘書に関する事務に従事する。

を

		主任普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。
--	--	---------	---

に改める。

別表第8その2中

総務部行政改革局 大学改革推進室	札幌医科大学の公立大学法人化に関する事務
---------------------	----------------------

を

総務部行政改革局	次に掲げる事務 1 北海道公立大学法人札幌医科大学の運営の推進管理に関すること。 2 地方独立行政法人に関すること。
----------	--

に改める。

別表第9総務部総務課の項を削る。

別表第10の(1)の表衛生研究所の項の次に次のように加える。

北方建築総合研究所	構造計算適合性判定センター長	所長等の命を受け、構造計算適合性判定センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----------	----------------	---

別表第11の(1)の表中「シンガポール事務所」を「児童自立支援施設の課シンガポール事務所」に、「家畜保健衛生所の課」を「家畜保健衛生所の課及び室」に、「児童相談所」を「児童相談所診療所」に改め、同表の(2)の表中「支庁の普及指導センターの支所」を「支庁の普及指導センター支庁の普及指導センターの支所」に改める。

別表第12から別表第14までを次のように改める。

別表第12から別表第14まで 削除

別表第15中「第289条、第290条関係」を「第289条関係」に改める。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

苫小牧高等技術専門学院訓練課OAシステム科長

苫小牧高等技術専門学院訓練課OA事務科長

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2号から第7号までを次のように改める。

(2)から(7)まで 削除

第35号中ノをムとし、ネをホとし、ホの次に次のように加える。

マ 同法第53条の7の規定による通報又は報告の受理に関すること。

ミ 同法第53条の10の規定による結核患者の届出の通知に関すること。

第35号中ヌをへとし、テからニまでをノからフまでとし、同号ツ中「療養費」の次に「（結核に係るものを除く。）」を加え、同号中ツをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ネ 同法第43条第1項の規定による報告の徴収及び検査に関すること。

第35号チ中「第37条第1項」の次に「及び第3項」を、「可否」の次に「の決定及び申請書の受理」を加え、同号中チをナとし、ナの次に次のように加える。

ニ 同法第37条の2第1項から第3項までの規定による費用の負担の可否の決定、申請書の受理及び感染症診査協議会への諮問に関すること。

第35号中タをトとし、コからソまでをセからテまでとし、同号ケ中「第23条」の次に「（同法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同号中ケをシとし、シの次に次のように加える。

ス 同法第24条の2（同法第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。）の規定による苦情の申出に関すること。

第35条ク中「第22条」の次に「（同法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同号中クをサとし、同号キ中「第21条」の次に「（同条第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同号中キをコとし、同号カ中「第19条第1項、第2項及び第4項並びに第20条」を「第19条及び第20条（これらの規定を同法第26条及び第26条の2において準用する場合を含む。）」に改め、同号中カをケとし、オを削り、エをキとし、キの次に次のように加える。

ク 同法第18条の規定による就業制限に関すること。

第35号中ウをオとし、オの次に次のように加える。

カ 同法第16条の2の規定による必要な措置の決定及び協力の要請に関すること。

第35号中イをエとし、同号ア中「第14条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同号中アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 同法第12条の規定による届出に関すること。

イ 同法第13条の規定による届出の受理に関すること。

第35号に次のように加える。

メ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第20条の3第5項及び第6項の規定による届出及び返納の受理に関すること。本則に次の1号を加える。

(37) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による臨時の予防接種（結核に係るものに限る。）に関すること。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令									
北海道訓令第6号									
本 庁 出 先 機 関									
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年3月30日									
北海道知事 高 橋 はるみ									
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号から第3号までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。 第3条第2項第14号中「吏員」を「職員」に改める。 第4条の3の次に次の1条を加える。 (出納局長、出納局次長及び出納局の課長の個別専決事項)									
第4条の4 出納局長、出納局次長及び出納局の課長は、第4条に規定するもののほか、別表第1の2に掲げる事項を専決することができる。 別表第1部次長及び局長専決事項第9項中「結核診査協議会及び」を削り、同表課長専決事項第23項中「札幌医科大学の学長の職務及びこれに相当する職務並びにこれら」を「同条例第13条第1項第3号に規定する特定職員の職務及びこれ」に改め、同表の次に次の1表を加える。									
別表第1の2 (第4条の4関係)									
出納局の課	事 務	出納局長専決事項	出納局次長専決事項	課 長 専 決 事 項	指導審査課	第26号)の施行に関する事務			すること。
総務課	1 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の施行に関する事務	(1) 第337条の規定に基づき、証拠書類の編集について定めること。 (2) 第367条ただし書の規定に基づき、帳票等の様式を承認すること。			1 会計管理者の権限に属する事務	(1) 1件の金額が5億円未満の支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと。	(1) 1件の金額が2億円未満の支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと。	(1) 次に掲げる支出命令の審査及び支出負担行為の確認を行うこと。 ア 給与その他の給付に係るもの イ 需用費のうち光熱水費、役務費のうち通信運搬費及び手数料並びに公課費に係るもの ウ 資金前渡員に対する資金の交付に係るもの エ アからウまでに掲げるもののほか、1件の金額が5,000万円未満のもの オ 支出の更正及び戻入に係るもの	
	2 北海道収入証紙条例(昭和39年北海道条例			(1) 第7条ただし書の規定に基づき、証紙の返還等についてやむを得ない理由があると認定	2 北海道財務規則の施行に関する事務	(1) 第348条第2項の規定に基づき、支庁長又は東京事務所長に行わせる財務事務の検査の範囲等を定めること。 (2) 第350条第1項の規定に基づき、検査員を命ずること。 (3) 第351条第10号の規定に基づき、実地検査事項の認定を行うこと。			

		(4) 第352条第1項の規定に基づき、 実地検査の通知を行うこと。 (5) 第353条の規定に基づき、実地検査の結果の報告を受け、及び改善の指示を行うこと。		
経理課	1 会計管理者の権限に属する事務		(1) 基金に属する現金の出納及び保管を行うこと。	(1) 道費の支出を行うこと。 (2) 一時借入金のお込み及び払出しを行うこと。 (3) 融通金の振替を行うこと。
	2 北海道財務規則の施行に関する事務	(1) 第360条第2項の規定に基づき、会計事務の電子計算組織による記録管理に関し、必要な事項を定めること。		

別表第2の総務部行政改革局総務業務センターの事項第1項の課長専決事項の欄第1号中「及び内水面漁場管理委員会事務局」を「、内水面漁場管理委員会事務局及び企業局」に改め、同表の総務部人事局人事課の事項第1項の部次長及び局長専決事項の欄第1号中「吏員」を「職員」に改め、同項の課長専決事項の欄第2号を次のように改める。

(2) 削除

別表第2の総務部人事局人事課の事項第3項の部次長及び局長専決事項の欄中「吏員」を「職員」に改め、同項の課長専決事項の欄第1号を次のように改める。

(1) 削除

別表第2の総務部人事局人事課の事項第9項中「札幌医科大学の学長」を「条例第13条第1項第3号に規定する特定職員」に改め、同表の環境生活部環境局自然環境課の事項第2項の部次長及び局長専決事項の欄第1号中「第12条第5項及び第14条第3項」を「第12条第6項及び第14条第4項」に改め、同欄第3号中「狩猟制限区域内において狩猟」を「特定猟具使用制限区域内において承認対象捕獲等」に改め、同欄中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法

律施行規則（平成14年環境省令第28号）第11条の2第1項の規定に基づき、区域又は期間を定めて捕獲等の数を制限している対象狩猟鳥獣の捕獲等につき、承認する者の数を定めること。

別表第2の環境生活部環境局自然環境課の事項第2項の課長専決事項の欄第13号中「（平成14年環境省令第28号）」を削り、同欄中同号を第17号とし、第12号を第16号とし、同欄第11号中「銃猟禁止区域又は銃猟制限区域」を「特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域」に改め、同号を同欄第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第16条第1項の規定により読み替えて適用する第37条第1項の規定に基づき、捕獲等の区域が2以上の支庁の所管区域にわたる危険猟法による鳥獣の捕獲等を許可すること。

(14) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条第1項の規定により読み替えて適用する第37条第10項の規定に基づき、捕獲等の区域が2以上の支庁の所管区域にわたる危険猟法による鳥獣の捕獲等の場所の変更等の必要な措置を命ずること。

(15) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条第1項の規定により読み替えて適用する第37条第11項の規定に基づき、捕獲等の区域が2以上の支庁の所管区域にわたる危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可を取り消すこと。

別表第2の環境生活部環境局自然環境課の事項第2項の課長専決事項の欄中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第14条第1項の規定に基づき、保護管理計画が定められている特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合に、当該特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定すること。

別表第2の環境生活部生活局くらし安全課の事項第7項中「第19条の9第1項」を「第19

条の14第1項」に改め、同表の保健福祉部保健医療局医療政策課の事項第2項の次に次のように加える。

3 医療法 （昭和23年 法律第205 号）の施行 に関する事 務		(1) 第35条の規定に基づき、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を命ずること。
--	--	--

別表第2の保健福祉部保健医療局健康推進課の事項第1項の課長専決事項の欄第1号中「第15条第5項」を「第15条第6項」に改め、同欄中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第42条第1項の規定に基づき、療養費（結核に係るものに限る。）の額の決定をすること。

別表第2の保健福祉部保健医療局健康推進課の事項第2項中「第6条第1項」の次に「（結核に係るものを除く。）」を加え、同事項中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げ、同表の保健福祉部保健医療局食品衛生課の事項第8項の次に次のように加える。

9 牛海綿状 脳症対策特 別措置法 （平成14年 法律第70 号）の施行 に関する事 務		(1) 第7条第2項ただし書の規定に基づき、牛の特定部位の焼却義務の免除を許可すること。
---	--	--

別表第2の保健福祉部保健医療局医務薬務課の事項第1項中「（昭和23年法律第205号）」を削り、同項の課長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同欄第3号中「第56条第3項」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の医療法第56条第3項」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄中第4号を第3号とし、第5号を削り、同表の保健福祉部福祉局障害者保健福祉課の事項第2項中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同表の建設部まちづくり局都市

環境課の事項第4項を削り、同表の建設部住宅局建築指導課の事項第4項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項の課長専決事項の欄第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 災害予防代替建築物等の工事の審査及び判定を行うこと。

別表第2の出納局の事項を削る。

別表第3の第2項及び第3項中「（札幌医科大学にあっては学長に限る。）」を削り、同表の第6項中「札幌医科大学の学長」を「同条例第13条第1項第3号に規定する特定職員」に改める。

別表第4の支庁の本庁総務部の分掌事項第4項第1号中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改め、同表の支庁の本庁企画振興部の分掌事項第10項第2号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第3号中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第4号中「第7条」を「第8条」に改め、同表の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第19項第6号中「第9条第12項」を「第9条第13項」に改め、同項中第16号を削り、第15号を第16号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第12条第3項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等を承認すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第19項第25号中「銃猟制限区域で銃猟」を「特定猟具使用制限区域で当該区域に係る特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等」に改め、同項第26号及び第27号中「銃猟制限区域内銃猟承認証」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証」に改め、同項第28号中「銃猟」を「承認対象捕獲等」に改め、同項第29号中「銃猟制限区域内銃猟承認証」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証」に改め、同項第30号中「銃猟制限区域で銃猟」を「特定猟具使用制限区域で当該区域に係る特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等」に改め、同項中第70号を第82号とし、第67号から第69号までを12号ずつ繰り下げ、同項第66号中「銃猟制限区域内銃猟承認証」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証」に改め、同号を同項第76号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (77) 環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成19年環境省令第2号）により読み替えて適用する省令第46条第5項の規定に基づき、危険猟法許可証の住所等の変更の届出を受理すること。

- (78) 環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則により読み替えて適用する省令第46条第6項の規定に基づき、危険猟法許可証の亡失の届出を受理すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第19項第65号中「銃猟制限区域内銃猟承認証」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証」に改め、同号を同項第75号とし、同項中第61号から第64号までを10号ずつ繰り下げ、同項第60号中「第7条第13項」を「第7条第14項」に改め、同号を同項第66号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (67) 省令第11条の2第5項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣捕獲等承認証を交付すること。
- (68) 省令第11条の2第7項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣捕獲等承認証の再交付をすること。
- (69) 省令第11条の2第9項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣捕獲等承認証の住所等の変更の届出を受理すること。
- (70) 省令第11条の2第10項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣捕獲等承認証の亡失の届出を受理すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第19項第59号中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改め、同号を同項第65号とし、同項第58号中「第7条第11項」を「第7条第12項」に改め、同号を同項第64号とし、同項第57号中「第7条第10項」を「第7条第11項」に改め、同号を同項第63号とし、同項第56号を第62号とし、第31号から第55号までを6号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の6号を加える。

- (31) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条により読み替えて適用する第37条第1項の規定に基づき、危険猟法による鳥獣の捕獲等を許可すること（捕獲等の区域が2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。
- (32) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条により読み替えて適用する第37条第6項の規定に基づき、危険猟法許可証を交付すること。
- (33) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条により読み替えて適用する第37条第7項の規定に基づき、危険猟法許可証の再交付をすること。
- (34) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条により読み替えて適用する第37条第9項の規定に基づき、危険猟法許可証の返納を受けること。
- (35) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条により読み替えて適用する第37条第10項の規定に基づき、捕獲等の場所の変更等を命ずること。
- (36) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第16条により読み替えて適用する第37条第11項の規定に基づき、危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可を取り消すこと。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第22項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第66条第2項の規定に基づき、販売業者等と密接な関係を有する者に対し報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（報告をさせることについては、2以上の支庁の所管区域にわたるものを除く。）。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第23項第1号中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、同事項第25項第1号中「第83条第1項」を「第40条第1項」に改め、同事項第27項中「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に改め、同項第1号中「第10条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第2号中「第10条第2項」を「第24条第2項」に改め、同項第3号中「第12条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項

第4号中「第12条第2項」を「第26条第2項」に改め、同表の支庁の本庁農政部の分掌事項第5項第23号の次に次の1号を加える。

- (24) 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第1条の規定に基づき、関係市町村の意見をきくこと。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項中第36項を第37項とし、第17項から第35項までを1項ずつ繰り下げ、同事項第16項中第70号を第71号とし、第44号から第69号までを1号ずつ繰り下げ、第43号の次に次の1号を加え、同項を同事項第17項とする。

- (44) 第90条第7項の規定に基づき、負担金の徴収を受けるべき者の同意を得ること。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第15項の次に次の1項を加える。

16 経営構造改革総合資金制度に関する事務

- (1) 経営構造改革総合資金制度実施要綱（平成17年16経営第8802号農林水産事務次官通知）第3に定める経営構造改革総合計画の承認を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第19項第9号中「第20条第1項」を「第20条第2項」に改め、同表の支庁の本庁建設部の分掌事項中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 独立行政法人住宅金融支援機構から委託を受けた事務

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第5号の規定による資金の貸付けに係る災害復興建築物等の工事（審査業務を市町村に委託するものを除く。）の審査及び判定を行うこと。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第6号の規定による資金の貸付けに係る災害予防関連工事等の審査及び判定を行うこと。

別表第4の野幌森林公園事務所の事項第6項中「北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例施行規則（平成13年北海道規則第77号）」を「北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（平成13年北海道条例第2号）」に改め、同項第1号中「第2条第2項」を「第6条ただし書」に、「を変更する」を「の臨時の変更を承認する」に改め、同項第2号中「第3条第2項」を「第7条ただし書」に、「開館する」を「開館し、又は臨時に休館する場合の承認をする」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 第10条の規定に基づき、自然ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料の模写品等の刊行等を承認すること。

別表第4の野幌森林公園事務所の事項第6項第4号及び第5号を削り、同表の保健福祉事務所の事項第7項第18号及び第19号を削り、同事項第13項第29号中「社会福祉・医療事業団業務方法書（昭和59年社第1112号）第18条」を「独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成15年厚生労働大臣認可）第21条」に改め、同項第31号中「生活福祉部長通知」を「民生部長通知」に改め、同項第32号中「第4の2の(14)」を「第4の2の(11)」に、「届出を受理する」を「報告を徴する」に改め、同事項第14項第8号及び第9号を削り、同事項第17項第27

号の次に次の2号を加える。

- (28) 居宅介護従業者養成研修等について（平成19年障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下この項において「通知」という。）第1の3の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修等事業者（主たる事務所の所在地が札幌市、旭川市又は道外の事業者及び道内に主たる事務所を置き、講義を通信の方法で行うことにより他の都府県にまたがり研修を実施する事業者を除く。次号において同じ。）を指定すること。

- (29) 通知第1の6の規定に基づき、居宅介護従業者養成研修等事業者からの変更、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

別表第4の保健所の事項第1項を削り、同事項第2項第2号、第9号及び第10号中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同項第11号中「精神病院」を「精神科病院」に、「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第4項」に改め、同項第12号中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同項第13号中「若しくは第2項、」を「、第2項若しくは第4項若しくは」に、「第34条」を「第2項」に、「精神病院」を「精神科病院」に改め、同項第14号中「第38条の7第3項」を「第38条の7第4項」に、「精神病院」を「精神科病院」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第33条の4第1項」を「第33条の4第1項及び第2項」に改め、同項中第18号及び第19号を削り、第20号を第18号とし、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、同項を同事項第1項とし、同事項中第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第7項第1号中「第24条第4項」を「第24条第5項」に改め、同号の次に次の2号を加え、同項を第6項とする。

- (2) 第38条第2項の規定に基づき、結核指定医療機関を指定すること。

- (3) 第38条第8項の規定に基づき、結核指定医療機関の指定の辞退の届出を受理すること。

別表第4の保健所の事項中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同表の家畜保健衛生所の事項第2項中「（平成14年法律第70号）」を削り、同表の土木現業所の事項第10項中第19号を第21号とし、第1号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 第4条第1項の規定に基づき、基礎調査を行うこと。

- (2) 第4条第2項の規定に基づき、基礎調査の結果を関係市町村の長に通知すること。

別表第4の土木現業所の事項第17項第1号中「第18条第3項」を「第18条第6項」に改め、同事項中第32項を第33項とし、第31項を第32項とし、第30項の次に次の1項を加える。

- 31 独立行政法人住宅金融支援機構から委託を受けた事務（支庁長の権限とされているものを除く。）

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号の規定による資金の貸付けに係る災害復興建築物等の工事（審査業務を市町村に委託するものを除く。）の審査及

び判定を行うこと。

- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第6号の規定による資金の貸付けに係る災害予防関連工事等の審査及び判定を行うこと。

別表第4の医科大学の事項を削る。

別表第6の出納長の決裁事項中「出納長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改め、同表の医科大学長の決裁事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の環境生活部環境局自然環境課の事項第2項の部次長及び局長専決事項の欄第1号の改正規定、同欄第3号の改正規定及び同欄中第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定並びに同項の課長専決事項の欄中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に1号を加える改正規定並びに別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第19項第6号の改正規定、同項中第15号を第16号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号加える改正規定、同項第25号の改正規定、同項第26号の改正規定、同項第27号の改正規定、同項第28号の改正規定、同項第29号の改正規定、同項第30号の改正規定、同項第57号の改正規定（「第7条第10項」を「第7条第11項」に改める部分に限る。）、同項第59号の改正規定（「第7条第12項」を「第7条第13項」に改める部分に限る。）、同項第60号の改正規定（「第7条第13項」を「第7条第14項」に改める部分に限る。）、同項第57号の改正規定（「第7条第10項」を「第7条第11項」に改める部分に限る。）、同項第65号の改正規定（「銃猟制限区域内銃猟承認証」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証」に改める部分に限る。）、同項第66号の改正規定（「銃猟制限区域内銃猟承認証」を「特定猟具使用制限区域内捕獲等承認証」に改める部分に限る。）並びに同項第66号の次に4号を加える改正規定は、同月16日から施行する。